

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 出国時課税制度

平成27年度与党税制改正大綱により、我が国においても出国時課税が導入されることが明らかになりました。このような状況を踏まえて、出国時課税の制度趣旨や主要国の出国時課税制度を概観してみます。

1. 我が国の出国時課税制度の概要

大綱により明らかになった「出国時課税」とは、国外転出をする居住者が、有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分（以下有価証券等）又は未決済デリバティブ取引等を有する場合には、転出時にその有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等を決済したものとみなして課税を行なう制度です。ただし、この制度の対象者は下記の要件を満たす居住者に限られます。

- イ. 有価証券等の評価額と未決済デリバティブ取引等の決済損益の合計額が1億円以上である者
- ロ. 国外転出の日前10年以内に国内に住所及び居所を有していた期間の合計が5年超である者

2. 出国時課税の制度趣旨

OECDモデル条約は株式の譲渡によるキャピタルゲインについては、不動産関連法人等（保有する総資産の50%以上を不動産が占める法人）の発行する株式の譲渡を除き、株式保有者の居住地国でのみ課税するとしています。また、多くの租税条約もOECDモデル条約を踏襲し、株式譲渡によるキャピタルゲインは特定の株式による譲渡を除いては、居住地国でのみ課税することとしています。

しかしその結果、巨額の含み益を有する株式を保有したままキャピタルゲイン非課税国に移住することにより、株式を発行している国（源泉地国）でのキャピタルゲイン課税のみならず、移住先における居住者課税をも回避する事例が指摘されるようになりました。このような租税回避を防止するために、先進諸国において、出国時課税制度が導入されるようになりました。

我が国においてもBEPS行動計画「6 租税条約の濫用防止」のための国内法整備を意識した法改正が検討されたものと考えられます。

3. 主要国の出国時課税制度

我が国の「出国時課税制度」が参考としたものと考えられる他国の出国時課税制度の概要は、下表のとおりです。

主要国における出国時課税の概要

	アメリカ	ドイツ	フランス	カナダ	イギリス
対象者	国籍離脱者・永住権放棄者	国外に移住し非居住者となる者	国外に移住し非居住者となる者	国外に移住し非居住者となる者	出国から5年以内に帰国した者
課税時期	国籍離脱、永住権放棄時	出国時	出国時	出国時	帰国時
課税対象	国籍離脱、永住権放棄時に有する資産一般の未実現のキャピタルゲイン	出国時に有する株式の未実現のキャピタルゲイン	出国時に有する金融資産の未実現のキャピタルゲイン	出国時に有する資産一般の未実現のキャピタルゲイン	出国時に有する資産一般の出国期間中に実現したキャピタルゲイン
資産要件	純資産200万ドル以上	1社について1%を超える株式	80万ユーロの金融資産又は1社について50%を超える株式	—	—

（注）平成26年10月21日 財務省：政府税制調査会第5回基礎問題小委員会説明資料「BEPS行動計画に関連する検討課題」（所得税関連）より抜粋



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

なお今回の改正では、出国時課税制度の適用を受けた者が、その国外転出の日から5年を経過する日までに帰国した場合には、その者が国外転出時に有していた有価証券等又未決済デリバティブ取引等でその国外転出時以後引続き有していたものについては、更正の請求に基づき、本制度による課税を取消することができます。